

日本バプテスト連盟全国壮年会連合 規 約

1978年5月4日 第1回総会制定

2008年8月30日 第43回総会改定

(名称)

第1条 本会は、「日本バプテスト連盟全国壮年会連合」と称する。

2. 前項の名称は、「全国壮年会」と略称することができる。

(事務所)

第2条 本会の事務所はさいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟事務所内に置く。

(構成単位)

第3条 本会は、日本バプテスト連盟(以下、「連盟」と略称する。)に加盟する教会及び伝道所(以下、「教会」と略称する。)の壮年会、兄弟会またはこれに類する集まり、個人(以下、「壮年会等」と略称する。)をもって構成単位とする。

(目的)

第4条 本会は、各教会壮年会等が相互の啓発をはかり、交流親睦を深めると共に伝道活動を積極的に協力しあうことを目的とする。

(活動及び事業)

第5条 本会は、第4条の目的達成のため次の活動及び事業を行う。

- (1) 伝道者養成に関わる事業として「日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度」(略称「奨学金制度」)に基づく、伝道者養成のための神学校献金に関する、連盟理事会より委託を受けた事業の運営。
 - (2) 各教会の壮年会等を対象とする全国規模の研修会、修養会、霊交会、大会等の開催。
 - (3) 各教会の壮年会等による全国規模の伝道活動の推進。
 - (4) 各教会の壮年会等及び各地方連合壮年会等の諸活動の情報交換及び相互協力活動の奨励。
 - (5) その他本会の目的に適合した事業。
2. 上記(1)の「奨学金制度」の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会(以下奨学金委員会という)を設ける。その運営に関する規程は別に定める。

(総会)

第6条 本会は、第5条に定める活動及び事業を具体的に計画・実施するため総会を置く。

2. 総会の構成及び運営については別に定める。

(役員)

第7条 本会は、総会で決定した諸活動計画及び事業計画を遂行するため次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名

(5) 会計 1名

(6) 監査 2名

2. 役員は総会において選出するが、第3～5号については会長が委嘱し、総会の承認を受けるものとする。
3. 各役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
4. 会長を除くその他の役員は、同一の役職において引続き2期を越えて選出することは出来ない。
5. 役員に欠員を生じた時、又は6ヵ月以上事故ある時は役員会においてその代務者を選任する。代務者は、その置くべき事由が止んだときは、その職を退くものとする。
6. 各役員の職務分掌は別に定める。

(役員会)

第8条 前条第1項1号～5号の各役員は、協力して次の業務を遂行するため、役員会を組織するものとする。

- (1) 本会の活動計画案、事業計画案を策定しそれらに伴う予算案を編成して、これを総会に提案する業務。
 - (2) 総会で決定した活動計画、事業計画を推進し、予算を執行する業務。
 - (3) 推進した活動、事業と予算執行結果(決算)を総会に報告する業務。
 - (4) 総会が役員会に付託したその他の業務。
 - (5) 役員会が本会の目的遂行のため必要と認めたその他の業務。
2. 役員会は、会長がこれを招集する。

(地方連合との協力)

第9条 本会は、本会の活動を全国的に徹底させるため、各地方連合の壮年会等の組織と協力する。

2. 本会の会長は、前項の協力活動を活発にするため、必要に応じ、地方連合壮年会等代表者会議(以下、「代表者会議」と略称する。)を招集することができる。
3. 代表者会議の構成及び運営については別に定める。

(会費・献金)

第10条 本会の活動及び運営に要する費用は、次の財資によりこれを支弁する。

- (1) 各教会の壮年会等よりの会費。
- (2) 各教会の壮年会等よりの特別献金。
- (3) 本会の活動及び事業に賛同する個人及び団体よりの献金。
- (4) その他

(奨学金制度の運営及び事務局経費の支弁)

第11条 奨学金制度の運営に関わる費用は、「神学校献金額」の年間10%を限度として充当することができる。

2. 事務局費は、各教会の壮年会等よりの会費を充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(規約の改正)

第 13 条 本規約を改正する場合は、総会において3分の2以上の多数決により議決しなければならない。

(発効)

- 第 14 条 この規約は、1977年8月19日より発効する。
2. 改正規約は、1989年7月 4日より発効する。
 3. 改正規約は、1993年8月28日より発効する。
 4. 改正規約は、1995年8月25日より発効する。
 5. 改正規則は、1997年8月29日より発効する。
 6. 改正規則は、2000年9月16日より発効する。
 7. 改正規則は、2006年8月26日より発効する。
 8. 改正規則は、2008年8月31日から発効する。